

6土第320号
令和6年10月31日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の
改正について（通知）

先般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第40号。以下「規則」という。）第18条の4の規定により、登録基幹技能者講習として、新たに登録土質改良基幹技能者講習、登録都市トンネル基幹技能者講習及び登録潜函基幹技能者講習が登録されたところです。

これを踏まえ今般、規則第7条の3第3号の規定に基づき、当該講習の修了者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者として認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）が改正されましたので、お知らせします。

なお、本改正により、当該講習の修了者は、とび・土工工事業の主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者の要件を満たす者となりました。

つきましては、当該通知についてその趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

1 今回の改正内容

登録基幹技能者講習として、新たに登録土質改良基幹技能者講習、登録都市トンネル基幹技能者講習及び登録潜函基幹技能者講習が登録され、当該講習の修了者は、とび・土工工事業の主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者の要件を満たす者となる。

2 施行日

公布の日（令和6年10月18日）から施行する。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）